

建設工事における入札保証に関する説明事項

1 入札保証について

入札参加者は、次のいずれかに掲げる証書又は証券（以下「証書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 銀行又は水道事業管理者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の入札保証
- (2) 発注者を被保険者とする入札保証保険契約の締結
- (3) 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）との契約保証の予約

2 入札保証に係る証書等の提出方法について

(1) 銀行等の入札保証による場合

ア 入札参加者は、指定の期日までに入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（以下「税込入札金額」という。）の100分の5以上の保証金額である保証証書を入札執行者に持参又は郵送すること。

イ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること。
- (イ) 保証人が銀行等であり、保証人の記名押印があること。
- (ウ) 保証委託者が入札参加者であること。
- (エ) 保証に係る工事名は、入札公告に記載した工事名と同一であること。
- (オ) 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
- (カ) 保証期間は、証書等の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

(2) 入札保証保険による場合

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ 入札参加者は、指定の期日までに税込入札金額の100分の5以上の保険金額である入札保証保険に係る証券（以下「保険証券」という。）を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 被保険者が発注者であること。
- (イ) 保険会社の記名押印があること。
- (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (エ) 契約の内容としての工事名は、入札公告に記載した工事名と同一であること。
- (オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。
- (カ) 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(3) 金融機関等の契約保証の予約による場合

ア 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が税込入札金額以上又は保証金額が税込入札金額の100分の20（低入札価格調査の対象となった場合は10分の30に増額変更）以上である契約保証の予約証書（以下「予約証書」という。）を入札執行者に持参又は郵送すること。

イ 予約証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人等が発注者であること。
- (イ) 金融機関等の記名押印があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名は、入札公告に記載した工事名と同一であること。
- (オ) 金融機関等と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

3 入札保証の変更について

入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証金額等」という。）及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、提出後の変更を認めないものとする。

ただし、金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明示されている場合に限る）であって、低入札価格調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が税込入札金額の100分の30以上となるよう、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

4 入札保証に係る書類の不備による入札等の無効

(1) 入札保証に関し、次のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

ア 1に掲げる書類の提出がないもの

イ 保証金額等及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額

が規定の額に不足するもの

ウ 2の(1)から(3)までの書類に不備があるもの

エ 3のただし書きに該当する者が、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなかったとき

- (2) イからエの場合において、入札執行者は、速やかに入札参加者に対し、銀行等の入札保証を5の(1)のアに規定する手続により返還を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札等を無効とした際」と読み替える。

5 落札決定時の取扱いについて

- (1) 入札執行者は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、当該入札の落札決定後、銀行等の入札保証の返還を行うものとする。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

ア 銀行等の入札保証

入札参加者が提出する「保証書に係る受領書」と引き換えに、入札参加者を經由して入札保証証書を銀行等に返還する。

イ 入札保証保険

保険証券は返還しないものとする。

ウ 金融機関等の契約保証の予約

予約証書は返還しないものとする。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、銀行等との間に入札保証がなされているとき又は保険会社と入札保証保険が締結されているときは、定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。
- (2) 予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の税込入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。